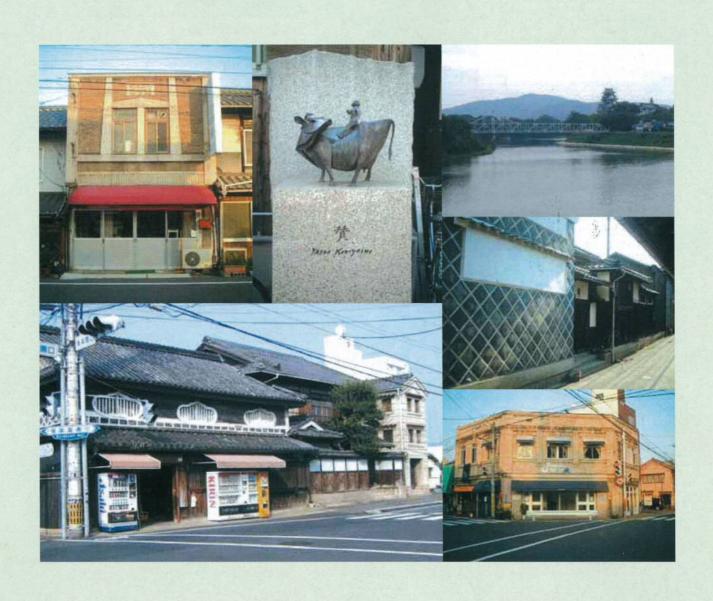
出石町地区街なみ環境整備

一出会いやにぎわい、歴史・文化の香りがあふれるまちづくり―



街なみ環境整備事業への取り組み

街なみ環境整備事業は、住宅が密集し、住環境の整備改善を必要とする区域において、住民の皆様がまちづくり協定を定め、行政との協働により地域の特性を活かした魅力ある住宅市街地の形成を図るものです。

近年、出石町地区においては、居住人口の減少や居住者の高齢化が進むとともに、伝統的な建築物の老朽化や建替え等によって、出石町の象徴的な街なみ景観が次第に喪失していく恐れがあります。

このため、旧津山街道沿いなどに今も残る伝統的な街なみや、路地裏空間、画家国吉康雄の碑など地域の魅力資源を活かした活性化、まちづくりが望まれています。

そこで、平成16年12月に住民主体のまちづくりに向けて、地元住民やまちづくりグループを中心とした「出石町一丁目地区まちづくり推進協議会」を設立し、市と協議会での話し合いの結果、街なみ環境整備事業により、地域が持つ歴史的資源や文化を活かし、活力と魅力あふれる街なみの整備を進めることとなりました。

平成17年度には、「出石町一丁目地区まちづくり協定」の締結を行い、平成20年度にかけて地元と 岡山市が主体となり、旧津山街道の景観整備、歴史的街なみの修景整備などに取り組むこととしています。

●まちづくりのテーマ

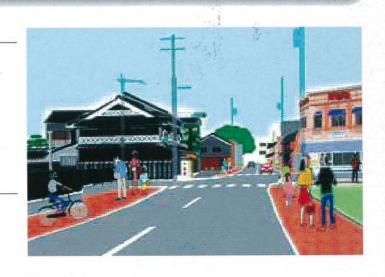
『出会いやにぎわい、歴史・文化の香りがあふれるまちづくり』

■まちづくりの基本方針

- ①人が集い、にぎわうまちづくり
- ②歴史と文化の香りが漂うまちづくり
- ③歩く楽しみが感じられるまちづくり
- 4 界隈の情緒をいかしたまちづくり
- ⑤だれもが住みたくなるまちづくり

■景観形成の基本方針

- 2本の街なみの景観軸を中心とした景観形成
- ・路地裏の風情、趣を活かした景観形成
- 地区の特色を活かしたゾーニングによる景観形成



出石町のまちづくりの推進体制

地元関係者

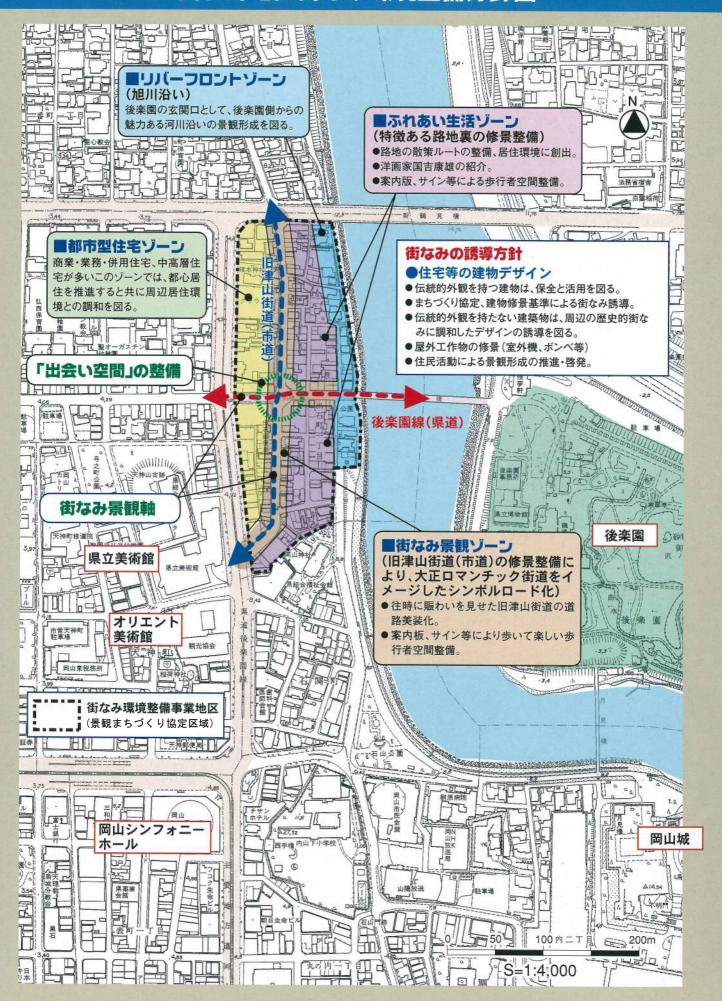
- ●5町内会
- ●地元まちづくりグループ

岡山市

「出石町一丁目地区まちづくり推進協議会」 出石町地区の街なみ環境整備を推進していくための母体となる組織です

協議会は、まちづくり協定による街なみ整備を推進する 「出石町一丁目地区まちなみ委員会」を兼ねて活動していきます

出石町地区街なみ環境整備方針図



出石町一丁目地区景観まちづくり協定書

出石町一丁目地区の土地所有者等を対象に、街なみ環境整備事業を行う区域で、まちづくりを進める上での基本的なルールを定めるまちづくり協定を締結しております。協定に同意された皆様は出石町の魅力ある街なみの保全、形成を目指し、建物等の新築・増改築・改修等を行う場合は、まちづくり協定に沿って住宅等の整備をしていただくことになります。

[協定の目的]

第1条 この協定は、出石町一丁目地区に現存する歴史的建築物等を保存・活用し、歴史的街並みにふさわしい住環境(建築物及びその敷地)の整備・改善を図ることを目的とします。

[名称]

第2条 この協定は、出石町一丁目地区景観まちづくり協定(以下「協定」という)と称します。

[協定の対象区域]

第3条 この協定の対象となる区域は出石町一丁目及び弓之町の一部とし、別図に示す区域とします。

[協定締結]

第4条 この協定は、前条に定める区域内の土地所有者及び借地権者等(以下「所有者等」という)の3分の2以上の合意により 締結します。(以下協定を締結したものを「協定者」という)

2 この協定締結後においても、協定区域内の所有者等は、申し出により新たに協定者に加わることができます。

[住宅等の整備に関する事項]

第5条 和風、洋風の伝統的建築物が混在して残る出石町の街なみに合わせて、協定者は、建築物等について新築、増改築、改修等を行う場合、別図に示す区域において次に定める基準に適合するよう努めるものとします。

〇外壁の色彩は原色を避け、白、黒、茶色系統を基調とし、伝統的建築物等が醸しだす出石町の街なみ景観と調和を図るものとする。

〇建築物の階数は地上3階までを原則とし(商業地域は除く)、景観として調和のある出石町の街なみをつくっていくものとする。

〇和風デザインの建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とし、黒色系の日本瓦もしくは、同程度の仕上げにし、洋風デザインの建築物の屋根は、黒、茶系統を基調とする落ち着いた色とする。

〇看板の大きさ、デザイン、色彩は出石町の街なみ景観に調和したものとする。

〇屋外の道路に面する工作物(エアコン室外機・ガスボンベなど)については、木・竹・植栽などで目隠しを行うものとする。

○敷地内には植樹をできるだけ行い、季節の草花が楽しめるよう工夫していくものとする。

[住宅等の維持管理に関する事項]

第6条 協定に沿って整備された住宅等にあっては、前条に規定する整備内容等が保持されるよう維持管理に努めるものとします。 [地区施設等の維持管理に関する事項]

第7条 岡山市が「出石町地区街なみ環境整備事業計画」に基づいて整備した地区施設等について、協定者が維持管理を行う場合、当該協定者は適正な維持管理を行うこととします。

[委員会]

第8条 協定者は、協定の運営に関する事項を処理し、街なみ整備を推進するための事務を、協定の対象区域の代表者等により 構成される出石町一丁目地区まちづくり推進協議会に設置されるまちなみ委員会に委任します。なお、まちなみ委員会の 委員の過半数は協定者の中より選出されることとします。

- 2 まちなみ委員会は、協定者より届出があった内容について、この協定に基づき指導及び助言を行うことができます。
- 3 まちなみ委員会は、対象区域内の協定者以外の者が建築行為等を行う場合、協定者以外の者に歴史的街並みにふさわしい住環境の整備・改善を図るよう要請に努めるものとします。
- 4 その他、まちなみ委員会の運営については、規約で定めます。

[協定の変更・廃止]

第9条 この協定に関わる協定地区、住宅(事務所・店舗等を含む。)等の整備に関する事項その他の事項を変更または廃止しようとするときには協定者の3分の2以上の合意によらなければなりません。

[協定の遵守・手続]

第10条 協定者は、この協定を守らなければなりません。

2 協定者は、区域内において建築物等(住宅・店舗等を含み、歴史的建築物であるか否かを問わない。)の新築・増改築・改修・解体等を行う場合、第8条に定めるまちなみ委員会に対して事前に届出を行い、指導・助言を受けるものとします。

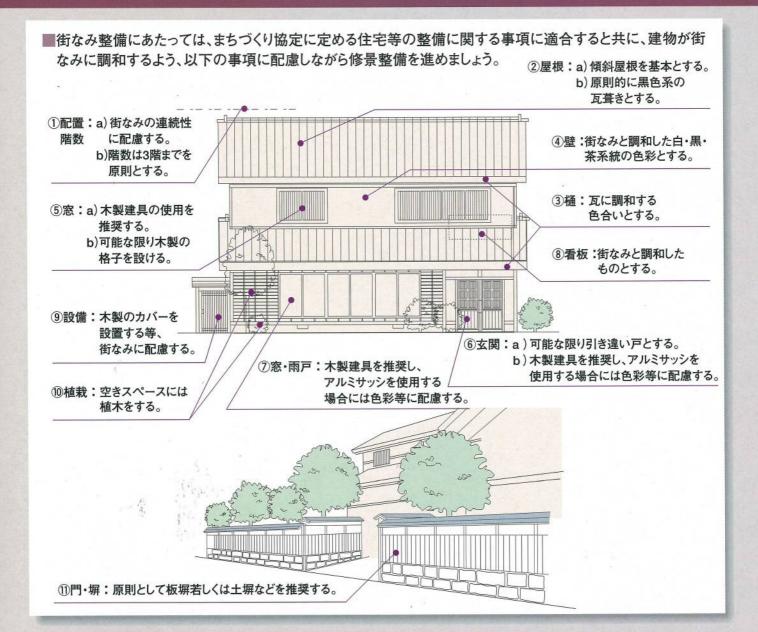
[協定の有効期間]

第11条 協定の有効期間は、効力が発生した日から10年間とし、その後は第6条及び第7条に定める地区内の住宅等及び地区施設等の維持管理の必要性等を勘案して委員会が定めます。

[補足]

第12条 この協定に規定するもののほか、必要な事項は別に定めます。

修景イメージ



岡山市が行うこと

- ■旧津山街道を地区のシンボルロードとしてカ ラー舗装等により美装化し、周囲の街なみと 調和しただれもが歩きたくなるような道路空 間を形成します。
- ■案内板、サイン等の設置により、来街者を周 辺観光施設へ誘導するとともに、魅力ある歩 行者空間を形成します。
- ■路地裏の風情、趣を活かし、ポイント的に舗装 整備することによって、散策ルートを整備します。
- ■街なみ整備補助制度の活用により、街なみの 修景整備を支援します。

住民のみなさんが行うこと

- ■「出石町一丁目地区景観まちづくり協定」に 沿った建築物等の新築・増改築・改修等によ り魅力ある街なみ形成を進めてください。
- ■建物等の新築・増改築・改修等の計画がある 場合は、事前にまちなみ委員会(町内会長等) に相談、届出をしてください。
- ■露出した室外機等を見えないように配慮する ことや、積極的に植栽を行うことで、身近なま ちづくりに取り組んで行きましょう。

街なみ整備補助制度のご案内

まちづくり協定区域内の工事の流れ 建築確認 まちなみ委員会への事前協議(建築物等の整備内容を事前に協議) 岡山市 建築確認申請 申請必要 工事着手 建築物等を計画する場合 補助対象外 (都市計画課)との事前協議 補助金交付決定通知 補助金交付申請 岡山市の 補助対象 工事着手 変更についてお願いします。「協定」に適合していない場合は、 審查 建築確認申請不要 ※補助金交付を希望される場合、「岡山市街なみ環境整備事業にお ける修景施設整備費補助金交付要綱」等により交付申請書及び 添付書類の提出が必要ですので、建築物等を計画する段階で岡山 市と事前協議をお願いします。

補助金と補助対象事業

次の項目に該当する整備をまちづくり協定区域内において「景観まちづくり協定」及び「岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備補助金交付要綱」等に沿って行う場合は、補助の対象となります。

各項目の補助限度額は、補助対象経費の3分の2以内で、かつ下記限度額を上限とします。ただし補助金の合計は同一敷地ごとに200万円を上限とします。

項目	補助対象経費	限度額
建築設計費	建築設計に要する費用(工事監理費を含む)	10万円
住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替 に係る工事費のうち、外観に係る経費	200万円
建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、 電気設備、広告物等の除去・隠ぺい又は改善に係る工事費	20万円
外構修景費	門、塀、さく、生垣等の整備に要する工事費	50万円
色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費	20万円

※道路等公共施設から見える外観部分に係わる工事を補助対象とする。

お問い合わせは

〒700-8544 岡山市大供一丁目1番1号 岡山市都市整備局 都市·交通部 都市計画課 都市景観係

Tel. (086) 803-1373 Fax. (086) 803-1741 E-mail:toshikeikaku@city.okayama.lg.jp